

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧						新											
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-11 その他の機能						料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-11 その他の機能											
区 分		単 位		料 金 額		備 考		区 分		単 位		料 金 額		備 考			
(1)～(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(1)～(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(22) 波長多重機能	専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	アイ以外の場合	月額	828円	_____	(22) 波長多重機能	専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	アイ以外の場合	月額	888円	_____	(22) 波長多重機能	専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	アイ以外の場合	月額	185円	_____
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額	163円	_____			イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額	_____	_____						
附 則（平成30年7月31日東相制第18-00033号） この改正規定は、平成30年7月31日から実施し、平成30年4月1日に遡及して適用します。																	